

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の
制定について

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

2021年（令和3年）4月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 制定する規則

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要による。

参 考

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例 抜粋

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例（令和3年藤沢市条例第45号）の施行期日は、令和3年8月10日とする。